

第26回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

| | | |
|------------------------------|---|---|
| 開催日 | 令和元年 7月9日（火） | |
| 開催場所 | 前橋プラザ元気21 5階 503学習室 | |
| 出席委員 | 西巻佐和子委員長、石渡聡委員、植木康夫委員、 関崇夫委員、宮寄文恵委員 | |
| 欠席委員 | なし | |
| 審議対象期間 | 平成30年10月1日～平成31年3月31日 | |
| 抽出案件 | 件数 | 今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。 |
| 条件付 一般競争入札 | 1 | <p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 平成30年度下半期発注工事等の審議について 宮寄委員より抽出された4件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 次回入札監視委員会の開催予定について 令和元年9月2日（月）を予定。</p> |
| 簡易型条件付 一般競争入札 | 1 | |
| 公募型 指名競争入札 | | |
| 指名競争入札 | 1 | |
| 随意契約 | 1 | |
| 合計 | 4 | |
| 委員からの 意見・質問、それ に対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による 意見具申の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会棟案件は市民の注目度が高いものである。有識者の意見もちろん大切だが、技術提案について求めるテーマを出すときに地域含め市民の意見が見えるようにしてほしい。 ・南橋公民館案件に関して、入札者が資材などの価格を下げる努力をしている部分については基準価格の見直しを含めて検討してほしい。 | |

別紙

| 質問 | 回答 |
|--|--|
| 入札及び契約手続きの運用状況等について | |
| <p>【委員】</p> <p>業務の業種別の土木関係建設コンサルタント業務のランク外の1件は何か。</p> | <p>【事務局】</p> <p>新設道の駅の設計業務になります。ヤマト・オリエンタルコンサルタツの設計共同体のため、ランク外になります。</p> |
| <p>1 議会棟改築工事 基本・実施設計業務</p> <p>入札方式：条件付一般競争入札</p> <p>工 種：建築コンサル A</p> <p>契約金額：88,000千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】</p> <p>技術提案点について、2者が同じだが何故か。</p> | <p>【事務局】</p> <p>総合評価委員会で評価をしましたが、差が出ませんでした。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>技術提案点について、それぞれのテーマで評価したうえで合計点が同じになったのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>4つのテーマについて評価し、それぞれ内訳は異なりましたが結果的に合計点は同じになりました。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>総合評価点が僅差なのはどうか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>市民の注目度の高いものであるため、技術提案点を高く付けたが、同点であったこと、また価格の差がないことによるものです。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>提案内容の公表はできないのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>知的財産にあたるため公表できません。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>情報開示の請求はあるのか。</p> | <p>【事務局】</p> <p>落札者決定後に開示されますが業者からの直接の問い合わせはありませんでした。</p> |
| <p>【委員】</p> <p>入札金額は設計のみの価格か。</p> | <p>【事務局】</p> <p>そうです。技術経費のみで、資材などの価格は入っていません。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>【委員】 入札参加資格の条件として、実績が公共工事に限定されている理由は。民間工事でも実績になるのではないか。</p> | <p>【事務局】 入札参加時に実績申請してもらいますが公共工事以外だと実績の確認が取れないものがあるためです。</p> |
| <p>2 南橋公民館本館改築機械設備工事 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 工 種：管 A 契約金額：54,700千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】 最低制限価格を5者が下回り失格になっているが多いのではないか。</p> | <p>【事務局】 新築の現場は少なく、条件もいい案件なので競争率が高まったと考えられます。</p> |
| <p>【委員】 見積りの中身の精査はするのか。金額だけで決めるのか。</p> | <p>【事務局】 内容の精査はします。その上で金額によって落札者が決まります。</p> |
| <p>【委員】 見積りの中身を精査し、内容に問題がなければ一番安い価格のものにするべきではないのか。</p> | <p>【事務局】 1億円未満の建設工事には最低制限価格が設けられるため最低制限価格を下回ると失格になります。</p> |
| <p>【委員】 失格者の数を考えると、低入札価格調査制度の基準を変えるべきではないか。</p> | <p>【事務局】 基準を下げると、公共工事における品質確保や下請けへの影響が懸念されるため1億円未満の設定になっています。</p> |
| <p>3 清里地区 排水路整備工事（道水第22号） 入札方式：指名競争入札 工 種：土木一式 B 契約金額：20,000千円(税抜き)</p> | |
| <p>【委員】 この施工箇所のための工事か。前後で同じような工事があるのか。</p> | <p>【事務局】 今回が第一期の工事で、この後も整備していくものです。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>【委員】 わずかな入札金額の差は、どこでつくのか。</p> | <p>【事務局】 積算システムの向上や単価の公表により、各業者の見積の精度は高いです。一般管理費などの経費による差や現場のことをよく知っているかどうかだと考えられます。</p> |
| <p>【委員】 地理的条件の記載があるが、落札者は金額だけで決まるのか。</p> | <p>【事務局】 業者選定の段階で、今回の場合は地理的条件を考慮して10者を指名しています。その中から金額で決定します。</p> |
| <p>4 前橋テルサエレベーター巻上機改修工事 入札方式：随意契約 工 種：機械器具設置 契約金額：41,000千円（税抜き）</p> | |
| <p>【委員】 この工事は緊急工事ではないのか。</p> | <p>【事務局】 緊急工事ではありません。耐用年数によるものです。</p> |
| <p>【委員】 何年ごとに改修するのか。</p> | <p>【事務局】 約20年から25年です。</p> |
| <p>【委員】 巻上機は純正品なのか。他の業者は入ることはできないのか。</p> | <p>【事務局】 純正品です。互換性が担保できなくなってしまうため、開館当初に工事をした業者との契約になります。</p> |
| <p>【委員】 耐用年数が約20年と長いですが、その間に会社が倒産などして対応できなくなった場合はどうするのか。</p> | <p>【事務局】 会社が完全になくなってしまった場合はエレベーターを全部入れ替えることになります。その際は随意契約ではなくなります。</p> |
| <p>【委員】 常に保守・改良・修理が必要なものは新設時にその後のコストなども考慮しているのか。</p> | <p>【事務局】 設計の時点でその後のことも考慮しています。</p> |